

香川県子ども・子育て支援会議 幼保連携型認定こども園部会設置要領

(設置)

第1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、香川県子ども・子育て支援会議条例（平成25年7月12日条例第29号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園部会（以下「部会」という。）を置く。

(調査審議事項)

第2条 部会の調査審議事項は、以下のとおりとする。

- (1) 香川県知事が、法第17条第1項の規定により、幼保連携型認定こども園の設置、廃止等の認可をしようとするとき、意見を述べること。
- (2) 香川県知事が、法第21条第1項の規定により、幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖の命令をしようとするとき、意見を述べること。
- (3) 香川県知事が、法第22条第1項の規定により、幼保連携型認定こども園の設置、廃止等の認可の取消しをしようとするとき、意見を述べること。
- (4) その他必要な事項

(雑則)

第3条 前条各号及び香川県子ども・子育て支援会議運営規定（平成26年2月25日香川県子ども・子育て支援会議決定）に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則

この要領は、平成26年11月12日から施行する。